宮介第１６３号
令和７年６月２５日

指定居宅介護支援事業所　管理者　殿

宮崎市長　清山　知憲
（　公　印　省　略　）

高齢者向け住まい等入居者の適正なサービス提供確保に向けて（注意喚起）

平素より、本市の介護保険行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、居宅介護支援事業所の皆様には、日頃から自立支援・重度化防止を図りながら利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日々ご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和６年５月２０日付け宮介第２１３号にて通知しましたとおり、全国的に有料老人ホーム等の高齢者向け住まい（以下「施設」という。）において、不適切な事例が報告されており、本市においても、ケアプラン点検や相談等をいただく中で、不適切と疑われる事例が確認されております。

つきましては、下記及び別添「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメント等の考え方」を今一度よくご確認いただき、利用者の自立支援・重度化防止につながる適切なケアマネジメントと過不足のない適正なサービス提供の確保に努めてください。

なお、同様の通知を、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に送付しております。

記

１　不適切と疑われる事例

施設側からの不適切な働きかけにより介護支援専門員としての中立・公正な業務遂行が困難となる事例や、利用者のサービス選択権が十分に尊重されない等の不適切と疑われる事例が確認されております。

このような状況は、利用者にとって不利益となるだけでなく、介護支援専門員の専門職としての役割を十分に果たせないことにも繋がりかねません。下記（１）～（４）の内容を確認し、適切なケアマネジメントと過不足のない適正なサービス提供の確保に努めてください。

（１）特定の事業者（同一法人系列のサービス）への利用誘導が疑われる事例

・同一法人や特定のサービス事業者をケアプランに位置付けるよう施設から指示、働きかけがあった。
・施設運営法人が作成した訪問介護計画に沿ってケアプランを作成するよう、施設から指示された。従わない場合にケアマネジャーの変更を求められた。
・入居の際に居宅介護支援事業所の変更を求められた。

［ケアマネジメント等の考え方］

ケアマネジメントにおいては、利用者のニーズに基づき、公平・中立な立場で、多様な選択肢の中から最も適切なサービスを提案することが求められます。

また、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 5 号に基づき、介護支援専門員は利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供する必要があります。

そして、施設側は、「宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」において、「特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと」とされております。特定のサービス利用を前提としたケアプランの作成や、不当な誘導に同調することのないようご留意ください。

（２）施設運営法人と同一法人の訪問介護を区分支給限度基準額まで使うことを求められ、同一法人以外のサービス（リハビリテーション等）の利用制限が疑われる事例

・同一法人の訪問介護を限度額いっぱい使うことが前提であると施設から言われた。
・リハビリテーションの利用検討時に、介護保険は使わず医療保険を使うよう施設から伝えられた。
・施設ではデイサービスには通わせない方針のため、必要であれば施設サービスで対応すると言われた。

［ケアマネジメント等の考え方］

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の意向等を踏まえ、多角的なアセスメントを行い、真に必要なサービスをケアプランに位置付ける必要があります。

特定の事業者の利用や、区分支給限度基準額を上限まで使い切ることを前提としたケアプラン作成は不適切です。施設側からの不当な圧力や誘導があった場合でも、利用者の利益を最優先し、専門的判断に基づいた適切なサービス選定を行うよう努めてください。

なお、「宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」においても、施設は特定の事業者への限定・誘導や、利用者が希望するサービスの利用を妨げてはならないとされています。この点も念頭に置き、必要に応じて情報提供を行うなど、利用者の適切なサービス選択を支援してください。

（３）施設運営法人のサービスを利用することを約束に、利用料の値引き等が疑われる事例

・入居時に施設が利用料を値引きする代わりに施設運営法人のサービス利用を促されていたため、リハビリテーションの利用検討に支障が生じた。

［ケアマネジメント等の考え方］

介護支援専門員は、施設と不適切なサービスの制限に拘束されることなく、利用者の現在の状態、ニーズ及び家族の意向を客観的に評価し、必要なサービスをケアプランに位置付ける必要があります。

必要なサービスがアセスメントで把握され、本人や家族も希望している場合は、施設側の消極的な姿勢があったとしても、その必要性について専門的見地から説明し、利用者の自立支援・重度化防止に資するよう努めてください。施設側の不適切な働きかけに対して利用者及びその家族には、外部サービスの利用は制限されるものではないことを説明する等してください。

（４）利用者の居室でのアセスメントやモニタリングが実施できない、または感染症の発生に関わらず施設側から一律に面会が制限されている事例

・感染症の発生に関わらず面会制限が行われており、担当ケアマネジャーが、入居期間中一度も利用者の居室に入れなかった。

［ケアマネジメント等の考え方］

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 7 号及び第 14 号に基づき、介護支援専門員は、原則として利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してアセスメントやモニタリング行う必要があります。

アセスメント時に居住環境を把握することは適切なケアマネジメントの基本となります。また、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取り扱いは令和 5 年 5 月 8 日には終了しており、現在は原則として対面での面接が求められています。一般的な面会制限に関しても、厚生労働省から「社会福祉施設等における面会の再開について」等が通知されており、これらを踏まえた適切な対応が施設には求められています。

介護支援専門員は、利用者の心身の状況や居住環境を適切に把握するためにも、施設を訪問し、居室で対面によるアセスメントやモニタリングを実施するよう努めてください。施設側が協力的でない場合は、その状況を支援経過記録等に正確に記録してください。

２　関連通知等

宮崎市ホームページに、高齢者向け住まい等入居者の適正なサービス提供確保に向けて関連する通知等を掲載しておりますので、ご確認ください。

（宮崎市ホームページ）

産業・事業者　＞福祉　＞介護保険　＞地域密着型サービス、居宅介護支援事業者関係

＞【居宅介護支援】有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保に向けて

（文書取扱）宮崎市福祉部介護保険課事業所支援係